

最終報告に向けた検討の進め方

1. 最終報告書に記載する事項について

- ・最終報告書には、現状の課題と将来像に加え、将来像の実現に向けた「取り組みの方向性と、方向性にそった具体的な事業のアイデア」を記載します。
- ・「取り組みの方向性と、方向性にそった具体的な事業のアイデア」の記載内容の基本的なイメージは別紙の通りです。ただし、これを基本としながら、適宜分科会ごとに工夫して頂いてかまいません。

2. 最終報告書の作成手順について

- ・分科会ごとに、第6回、第7回懇談会において、中間報告で取りまとめた課題と将来像を基礎として、原則として以下の手順で案を作成、確定します。(実際の手順は各分科会の状況に応じて適宜調整します)

第6回、第7回 懇談会	<ul style="list-style-type: none">・中間報告会での議論等を踏まえて、必要に応じて中間報告内容への意見を出し合います。・中間報告で取りまとめた課題と将来像を基礎として、将来像の実現に向けた「取り組みの方向性と、方向性にそった具体的な事業のアイデア」を検討します。
↓	
第7回 懇談会后	<ul style="list-style-type: none">・第6回、第7回懇談会での検討結果を踏まえて、事務局が最終報告書案を作成し、委員全員に配付して意見を募ります。(第7回懇談会約1週間後)。この際、意見は必ず最終報告書に反映する文面も含めて具体的に提示してください。・寄せられた意見を整理した上で、発表者および希望者と事務局による打ち合わせを行い、各分科会の最終報告書を検討、確定します。
↓	
第8回懇談会 (全体会)	<ul style="list-style-type: none">・全体会で各分科会の最終報告書を発表し、懇談会全委員で意見交換を行います。

3. 欠席者の意見、他分科会への意見について

- ・第6回、第7回の開催前に、前回懇談会での議事概要(案)と意見提出シートを併せて送付し、欠席者も意見提出が可能となるようにします。
- ・また、他分科会への意見がある場合にも、他の分科会への意見提出シートを用いてご提出できます。

4. 最終報告の提出・発表

- ・第8回懇談会での全体討議を経て、最終報告書を確定し、後日区長に報告を行います。
- ・区民懇談会による発表報告会を開催し、広く区民に発表し周知します。発表は中間報告と同様に各分科会の委員が行います。発表者は一人でも複数でも構いません。

練馬区の将来像を考える区民懇談会 最終報告書の構成

-----「取り組みの方向性と、方向性にそった具体的な事業のアイデア」の追加記載イメージ-----

1. 現状における課題

(中略：中間報告事項)

2. 練馬区がめざすべき将来像

(中略：中間報告事項)

最終報告に向けて、中間報告で打ち出した将来像を踏まえて、取り組みの方向性を具体的に示すとともに、それぞれに位置付けられる具体的な事業のアイデアを作成します。

3. 将来像の実現に向けた取り組み

(1) 「絆とやすらぎの町～安全・安心のまちづくり～」をめざします

a) 近隣コミュニティの活動基盤の強化を図ります

* 取り組みの方向

地域において、近隣コミュニティの活性化を図るとともに、家族や地域の人々にとって身近な交流の機会や場を充実することにより、あたたかいふれあいや支え合いの関係を充実します。

* 区と区民等の役割分担

区は、近隣コミュニティの取り組みを支援します。区民や区内で活動する事業者、NPO等の各種団体は、互いに連携、協力して地域のまちづくりに取り組みます。

b) ～に努める

* 取り組みの方向

〇〇において(対象)、□□をすることにより(取り組み内容)、△△を実現します(成果＝将来像につながる変化)。

* 区と区民等の役割分担

区は〇〇をします。区民等は□□をします。

c) ～を進める

* 取り組みの方向

〇〇において(対象)、□□をすることにより(取り組み内容)、△△を実現します(成果＝将来像につながる変化)。

* 区と区民等の役割分担

区は〇〇をします。区民等は□□をします。

取り組みの方向性ごとに、方向性にそった具体的な事業のアイデアを打ち出します。何をどのように実施するのか、実施内容をわかりやすく説明するとともに、区と区民等の役割分担を説明します。

(2) 具体的事業のアイデア

a) 近隣コミュニティの活動基盤の強化を図ります

事業 a-1：近隣コミュニティの体制整備

目 的	近隣コミュニティの活性化
実施内容	<p>概ね小学校区を単位とした近隣コミュニティ組織を、区との協働による地域のまちづくりの主体として位置付ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区は、町会、自治会などの既存の体制を活かしながら、その組織化を進めるとともに、活動の場や財政面、情報・ノウハウなどの支援により、体制の充実、活動の活性化を図る。 ・ 区民は、近隣コミュニティ組織に積極的に参加し、地域のまちづくり活動に主体的に取り組む ・ 区内の NPO や近隣商店街等の地元事業者は、近隣コミュニティ組織と連携し支援する

事業 a-2：身近な交流の場の充実

b) ～に努める

事業 b-1：*****

c) ～を進める

事業 c-1：*****